

「こうのとりのゆりかご」の運用状況の検証に関する報告（NO. 6）

（検証対象期間：平成20年10月1日～平成20年12月末日）

平成19年5月10日に慈恵病院が設置された「こうのとりのゆりかご（以下、「ゆりかご」という。）」の運用状況の検証結果について、次のとおり報告する。

1 違法性の検討について

上記対象期間の「ゆりかご」の運用状況に刑事法上の「明らかな違法性」は認められない。

なお、子どもの権利を侵害しないように、匿名性の保持に配慮しつつ一定の努力がなされており、今後も引き続き個別の運用状況の中・長期的に検討する必要がある。

2 許可時の留意事項の遵守状況について

（1）子どもの安全確保

子どもの安全確保については、特に問題の発生は確認されていない。

① 設備の保守点検は、適正に行われていることが「保守点検表」に基づき確認された。

② 関係職員による運営会議は、適切に開催されており、「ゆりかご」の運用に関する各種連絡・調整が図られている。

（2）相談機能の強化

「ゆりかご」はできるだけ使われないことが望ましく、事前の相談で支援につなげることが本来の目的である。慈恵病院が設置された「SOS赤ちゃんとお母さんの相談窓口」には、10月～12月に合計96件の相談が寄せられており、毎月カンファレンス会議を開催し、相談員の情報の共有化を図るなど、病院としての相談業務に取り組まれている。

また、ゆりかごの扉の横の表示に加え、新しく扉自体に相談の呼びかけの表示を行うなど、できるだけ事前の相談に結びつけるための工夫がなされている。

（3）公的相談機関等との連携

「ゆりかご」の運用に関する公的相談機関等との連携については、警察への通報、児童相談所・市への通告及び情報公開のあり方も含め、適切に対応されている。

なお、前回の報告の中で、利用者からの接触に関する情報の連絡について、マニュアルの徹底を指摘していたが、その後、適切に対応されている。

3 現時点での検証評価

以上のとおり、「ゆりかご」の運用に刑事法上の「明らかな違法性」は認められず、また、許可時に付した3つの留意事項についても遵守されている。しかし、今

後、新たな事例が発生する可能性は否定できないことから、引き続き「ゆりかご」の運用状況の検証を継続する必要がある。

4 利用状況の公表について

利用状況の公表については、今後さらなる社会的検証につなげていくために、公表期間や公表項目について、具体的な検討を進めているところである。

○熊本市要保護児童対策地域協議会「こうのとりのゆりかご」専門部会

第6回会議

・開催日時：平成21年1月21日（水）13：00～15：00

（出席委員名簿）

氏 名	役 職	分 野
弟子丸 元紀	益城病院医師	精神科
一門 恵子	九州ルーテル学院大学教授	心理学
国宗 直子	弁護士	法 律
三淵 浩	熊本大学医学部附属病院 新生児学寄附講座教授	小児科